

猫の飼養ガイドライン

—— 吹田市 ——

【 目 次 】

第1	目的	2
第2	基本的な考え方	2
第3	定義	2
第4	猫の本能・習性	3
第5	飼い猫について	4
第6	所有者のいない猫（いわゆる野良猫）について	7
	侵入防止や被害軽減の方法	11
	知っていますか？猫がこんなに増えること（図と解説）	12

吹田市 猫の飼養ガイドライン

第1 目的

犬や猫たちは古くから人のそばでともに生活し、私たちに安らぎや潤いを与えてくれるばかりでなく、小さな命を守ることで人に対する思いやりや命の尊さを教えてくれました。

しかしながら、近年、一部の非常識な飼い主による不適切な飼養により、動物による迷惑問題や動物の遺棄、飼育放棄が発生するなど、犬や猫をめぐるトラブルが増えてきており、本市においては、特に野良猫に関する相談苦情が多く寄せられるようになりました。

本ガイドラインは、こうした問題の解決にあたり、人と猫との共生に対する社会的理解を深め、ともに健康で安全に暮らしていける環境を築き上げていくことを目的としています。

第2 基本的な考え方

猫を飼養するにあたっては、愛情を持って接するだけでなく、猫の生態及び習性等、猫に対する正しい理解と飼うことに対する社会的責任を自覚し適正に管理することで、猫の存在が広く市民に受け入れられるよう心がけることが大切です。

そのためには、猫の飼い主は、屋内飼養、終生飼養、所有者明示、避妊・去勢手術を実施し、飼い主としての責任を十分に自覚しましょう。

また、所有者のいない猫に対しては、これ以上増えないように避妊・去勢手術を実施する、餌を与える場所と時間を限定し、置き餌をせずに猫が食べ終わったら片付ける、糞尿の後片付けをするなど、地域の合意形成を図り、適正に管理することで「地域猫」として、その生涯を見守ることにより減少を図ります。

第3 定義

本ガイドラインでは、猫がおかれている環境によって、次の3種類に分類していますが、いずれの猫についても、その命の尊さには変わりはありません。

1 飼い猫

飼い主が明確であり、居住場所や餌を飼い主からもらい生活している猫

2 所有者のいない猫

飼い主がなく、地域に住みつき人から餌をもらったり、ゴミをあさったりして生活している猫（野良猫と呼ばれる。）

3 地域猫

所有者のいない猫のうち、地域住民の理解と協力のもとに、避妊・去勢手術を行なってこれ以上増やさないようにした上で、適切に餌を与えて、食べ残しや糞の清掃等、地域で適正に管理されている猫

第4 猫の本能・習性

猫の本能・習性は以下のとおりです。

このうち、発情期と妊娠、出産、マーキング（縄張り争い）、尿スプレー 鳴き声などは、避妊・去勢手術により抑えることができます。

1 夜行性

昼間は寝ていることが多く、夜間活動が活発になります。

2 発情期と妊娠、出産

メスは生後4～6か月の間に最初の発情期を迎えます。年に2～4回程度、発情し交尾をすれば、ほぼ100%妊娠します。妊娠期間は2か月程度で平均4～8匹の子猫を出産します。

仮に、1回に6匹の子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産むとどうなるでしょうか。（巻末解説を参照してください。）

オスは生後6か月ぐらいになると、メスのフェロモンによって発情します。オス独自の発情期はありません。

3 マーキング（縄張り争い）

擦り付けや尿スプレー等、臭いによるコミュニケーション方法です。特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。メスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、オス同士の喧嘩も増えます。避妊・去勢手術をするとマーキングが抑えられ臭いも薄くなります。

4 トイレ

やわらかい土、砂地を好みます。オスは、尿スプレーを行なうことが多くあります。

5 爪とぎ

猫の気分がリラックスしたり高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行なわれるときに見られる本能的な習性です。

6 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威

嚇、警戒など様々な表現を行ないます。

7 寿命

飼い猫の平均寿命は12～15年程度といわれていますが、最近では20年を超える長寿猫も増えています。しかしながら野良猫は、生活環境が劣悪なため、病気や交通事故等により命を落とすことが多く、平均4～5年程度といわれています。

第5 飼い猫について

猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが「可愛い」という気持ちだけでは動物は飼えません。猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性を十分理解しましょう。

また、猫を飼える環境が整っているか、毎日の世話が出来るか、アレルギーを持っている家族はいないか、避妊・去勢手術を行なうなどといった近隣に迷惑をかけない配慮が出来るかといったことについて、飼い始める前によく考える必要があります。

猫も十数年生きます。猫が高齢になった時の介護のことも考えておかなければなりません。飼い始めた限りは最後まで責任を持って飼いましょう。

1 飼養管理

(1) 法令の遵守

動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、地域や集合住宅内の飼養規程等に規定された飼養者の義務を守りましょう。

(2) みだりな繁殖を防止するための避妊・去勢手術措置

飼養する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境で無理のない猫の数を見極めて飼養しましょう。

また、猫は屋内外自由に行動するため自然繁殖の機会が多くなります。

このため、生まれてくる全ての命に責任を持ってないのであれば、避妊・去勢手術など繁殖制限を行なうことが、飼い主としての社会的責務であると言われてています。

生後6か月までに手術をすることで、万一逃げ出した時の予測しない繁殖、他所での出産がなくなり、所有者のいない不幸な猫を減らすことができます。

(3) 屋内飼養

猫は屋内で飼うのが基本です。屋内飼養にすることで、糞尿、鳴き声等の苦情の解消や自然繁殖の機会を減らすことができます。

また、屋外で生活することは、感染症や交通事故等、猫にとっても必ずしも安全とはいえません。

猫の習性を理解し、屋外に出さずともストレスを感じさせない環境を屋内に作り飼養することが猫にとってもより安全なものとなります。

- ・トイレの設置

猫用トイレを設置し、そこで排尿、排便をするよう、子猫のときからしつけを行ないましょう。また、排泄後のトイレは常に清掃し、清潔を保つようにしましょう。

- ・餌やり、水やり

人が食べる食品でも猫には毒性があるものがあります。猫が間違っ

て食べてしまわないように気をつけましょう。猫用のフードと新鮮な水を与えましょう。

みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行なった者は、懲役又は罰金が科せられることが「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定されています。

- ・抜け毛処理、ケージ内の清掃の実施

抜け毛の処理やケージの清掃等を行なう場合は毛や埃等の飛散を防止し、必ずゴミとして捨てましょう。集合住宅の場合は、特に周囲への配慮が必要です。

- ・日常的な人との触れ合い

飼い主以外の人から触れられても平気なように、日頃から人との付き合いを経験させましょう。万一逃げたときも保護しやすくなります。

- ・爪とぎ板の設置

猫の成長に合わせて強度のある爪とぎ板を設置しましょう。

2 健康管理

(1) 病気、怪我の予防と異常時の動物病院受診

猫の病気や負傷の予防等、健康及び安全を保持することに努め、異常があったときにはできるだけ早く獣医師に相談しましょう。

(2) 猫の清潔保持

猫の体が汚れているときは、猫を洗ったり、ブラッシングなどして、清潔を保ちましょう。また、ノミが付いている場合には、駆虫薬で駆除するか、獣医師に相談しましょう。

3 その他

(1) 所有者明示

令和4年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、販売される猫への装着・登録が義務付けられました。猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。また、猫を譲り受けた飼い主はできる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録しましょう。

なお、マイクロチップは外から見て分からないため、万が一迷子になってしまった時のために、飼い主の連絡先を記した首輪や迷子札を装着するようにしましょう。迷子札を装着することにより、所有者のいない猫との区別が明確になります。また、災害時の対策として有効です

(2) 猫による損害等についての責任と解決

猫による汚損、破損、傷害等の苦情が発生した場合には、飼い主がその責任を負わなければなりません。被害者に対して誠意をもって解決を図りましょう。そうしたことにならないためにも、屋内飼養をおすすめします。

(3) 地域との良好な関係の構築

普段から、近隣住民とコミュニケーションをとり、円満な付き合いができるよう努力しましょう。

(4) 集合住宅における飼養者の会の設置

猫の飼養が認められている集合住宅では、「飼い主の会」を作り、適切な飼養方法に関する理解を深めるとともに、苦情処理等の猫に関する窓口としての役割を担い、住民間の相互理解を図りましょう。

(5) 終生飼養

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、飼い主には動物が命を終えるまで適正に飼養する責任があること、遺棄した者は懲役又は罰金が科せられることが明確に規定されています。

どうしても飼い続けられなくなった場合は、自ら新しい飼い主を探さなければなりません。

どんな状況になっても対応できるよう、何かあった場合に飼い主に代わって猫を世話してくれる人を見つけておくことも重要です。

(6) 死亡時の適切な処理

猫が死亡した場合には、市またはペット葬儀業者に依頼する等、適切に取り扱しましょう。

第6 所有者のいない猫（いわゆる野良猫）について

「野良猫が増えて困っているので駆除してほしい」「野良猫に餌を与えている人に注意してほしい」といった相談が寄せられることがあります。猫は愛護動物なので駆除することはできません。また、猫を慈しみ助けたいという気持ちから猫に餌を与えている人にその行為をやめさせることは難しいのが現実です。

一方では、全国で毎年約2万匹の猫が致死処分されており、そのほとんどが野良猫の子猫であることを考えると、所有者のいない猫対策は、動物の愛護（動物の健康や安全の保持など）と、動物の管理（人への迷惑防止など）を両立させながら、所有者のいない猫をできる限り減らしていくことが重要です。

ここでは、全国で取り組まれている代表的な2つの方法を紹介します。

1 TNR活動について

TNR活動は、所有者のいない猫の繁殖を抑え、自然に数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、避妊・去勢手術（Neuter）を施して元の場所に戻す（Return）活動です。

手術を行うことにより、これ以上猫が増えることを抑制し、また、メス猫の発情の鳴き声やオス猫の尿臭などが軽減されることも期待されます。

猫を捕獲するときは、地域の住民へ周知し、飼い主がいないことを確認してください。安全に猫を捕獲するために、捕獲器を使用します。避妊・去勢手術を実施した猫と、未実施の猫を識別するため、手術を実施する際には、猫の耳にV字カットを入れます。

問題点として、手術後の管理ルールを地域で話し合っていないため、糞尿による被害が継続し、ボランティアと地域住民との間でトラブルが起こることがあります。地域には猫の好きな人、苦手な人、どちらでもない人、様々な人がおられます。地域で人と猫が共生できるよう理解を得る努力をしましょう。

2 地域猫活動について

地域猫活動は、所有者のいない猫がこれ以上増えないように避妊・去勢手術を行ない、決まった場所と時間に餌を与え、餌の後片付けや糞尿の始末を行なうことにより、猫による生活環境被害や住民間のトラブルを減らしながら、将来的に所有者のいない猫をなくしていく活動です。

地域猫活動は、地域住民が地域の問題を地域で解決するため、自ら主体となって、ボランティアや行政と協働して取り組むことが大切であり、人と猫とが共生していくための有効な方法として全国各地で行われています。

（1）地域猫活動の役割分担

ア 地域住民の役割

猫のトラブルは個人で解決するのは難しい場合があります。そのため、

猫の問題を自らが生活する地域の環境問題としてとらえ、共有することが解決の糸口となります。猫に対しての考え方や感情、関わり方が異なる住民同士がコミュニケーションをとることができる場を設け、地域の実情に合わせた解決策を考えることが大切です。

地域住民が地域猫活動の趣旨を十分に理解し、活動実施についての同意や理解、見守りを行います。自治会で取り組む場合では、活動を継続していくために活動費用のバックアップをすることも考えられます。

イ ボランティアの役割

地域住民のボランティアを中心に代表者を決め複数で役割分担をしながら地域猫対策に取り組むこととなります。

役割としては、地域住民と合意のもと、猫の飼養に関するルールづくり、避妊・去勢手術、餌やり、後片付け、糞尿の始末（トイレの設置を含む。）、猫台帳の作成、猫に関する相談などがあります。

ウ 行政の役割

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に行なうため、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発を図ります。

地域猫活動支援事業においては、活動団体等が地域で合意を得るために、地域の住民に地域猫活動の概要を説明したり、活動団体等に活動ルールや計画作りの助言を行います。また、一定の要件を満たした登録団体には、猫用トイレ等の支給やビブス等の貸与、捕獲器の貸出、避妊・去勢手術費用の助成金の支給、猫の飼養に関する技術的支援を行います。

(2) 地域の合意形成

地域猫活動には周辺住民の理解と協力が必要です。自治会等地域の合意形成が図られていない中で、一方的に行なえばトラブルの原因となります。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行いましょ。地域で話し合いを行なう際には、実際に活動を行なう人、猫が嫌いな人や好きな人など様々な考えを持つ人を交えて話し合ってください。

自治会等地域などの協力が得られれば、掲示板や回覧版等により、地域猫活動が「単に猫好きの活動」といった誤解をされることなく、地域猫活動に対する正しい理解がより一層深まることでしょ。

事前に各関係者が集まり地域の現状を確認し、また、立場の違いを認め合いながらも地域での合意形成のためのルール作りを検討していくことも必要です。

(3) 適切な管理にあたっての留意事項

ア 継続できるルールを決める

参加者で役割分担、ローテーション、スケジュールを決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

また、トラブル等が発生した場合には速やかに対処できるよう、あらかじめ代表者を決めておき連絡先などを明確にしておくことも必要です。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで後で役に立ちます。

イ 説明会

地域猫活動に対する関心と理解を深めていくためには、説明会や報告会を開催することも必要です。

特に活動を始める前には、地域住民にその活動が十分理解していただけるよう、ボランティアや行政と連携を図りながら、具体的な説明会を開催することが大切です。

ウ 餌やり

餌やり場は地域住民に迷惑がかからない場所に固定します。

餌は決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。

猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収するとともに周辺の清掃をしましょう。

「置き餌」はカラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になることから絶対にやめましょう。

残飯を与えると、猫の糞尿の悪臭を誘発するとともに、猫が味を覚えてゴミを漁る原因にもなりますのでキャットフードを与えましょう。

エ トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔にし、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行ない、トイレ以外の場所で排泄していたら、速やかに処理、清掃をします。

オ 避妊・去勢手術と耳先V字カット

地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。野良猫の寿命は4～5年といわれていますので、避妊・去勢手術を実施し、きちんと管理をすれば数年でその地域から野良猫はいなくなると考えられます。

誤って飼い猫を捕獲しないように、前もって周辺地域に捕獲日や予定している猫について周知しましょう。

また、避妊・去勢手術を済ませた猫には、未実施の猫と識別するため、必ず耳先V字カットをしましょう。猫が別の場所へ移動しても、再度手術をされることを防ぎます。

カ 新しい飼い主探し

定期的に人が餌を与えることで、人に対する警戒心が少なくなります。猫のためにも、子猫や人慣れした猫は貰い手を探しましょう。

キ 報告

地域猫活動がスタートしたら、避妊・去勢手術をした猫の数、餌場にいる猫の数、協力者の募集等、まめに報告し地域住民に活動内容を広く知ってもらいましょう。

周知の方法等については地域に合わせたものを心がけましょう。

(4) その他の必要事項

ア 法令の遵守

飼い猫と同様、関係する法令は遵守しましょう。

イ 猫の生態についての知識を深める。

地域猫は屋外で活動するため、猫の飼養にあたっては、猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性をより一層理解することが大切です。

ウ 猫の把握

地域で管理する猫の個体や数を把握しましょう。個体把握することで他の地域から来た猫に早く気づくことができ、避妊・去勢手術等の対処が速やかに行なえます。

エ 爪とぎ板等の準備

周辺の壁や樹木等を傷つけないよう、爪とぎ板や絨毯を裏返しにしたもの等を用意しましょう。

オ 捕獲が困難な場合の対処

手術をするための捕獲が難しい場合には、経験豊富なボランティア、獣医師、行政担当者に相談しましょう。

カ 病気、負傷の時の対応や健康の保持

病気や負傷をしているときは、動物病院を受診するなど責任をもって対応しましょう。また、伝染病や寄生虫の予防等、健康保持に関する相談や適切な措置を行いましょう。

キ 侵入防止策の検討

猫が侵入するのに好ましくない場所（砂場、芝生等）については、侵入防止策を検討しましょう。（巻末を参照）

◆侵入防止や被害軽減の方法

侵入防止には、臭いで猫に不快感を与えたり、物理的に不快感を与える方法があります。猫が「ここは居心地が悪い場所」と覚えるまでには数週間かかります、学習するまで継続することがポイントです。

なお、虐待にあたるようなことは絶対にしないでください。法律で罰せられます。

1 匂いが強いものを置く

猫の嗅覚は人間の20万倍ほど鋭敏であるため、猫が嫌がる臭いのするものを使用します。液体は豆腐のパックなどの容器に入れて、固形のものにはネットに入れて吊るすなどして、猫が来てほしくない場所にいくつか置いておきましょう。

例：木酢液、食用酢、コーヒーかす、唐辛子、ハーブ類、ミカン等柑橘類の皮、ニンニクなど

2 歩きにくくする

猫は歩きにくい場所や濡れた場所を嫌います。ホースでたっぷりと水を撒いたり、角のある大きめの砂利を敷きつめましょう。

3 超音波猫忌避装置を置く

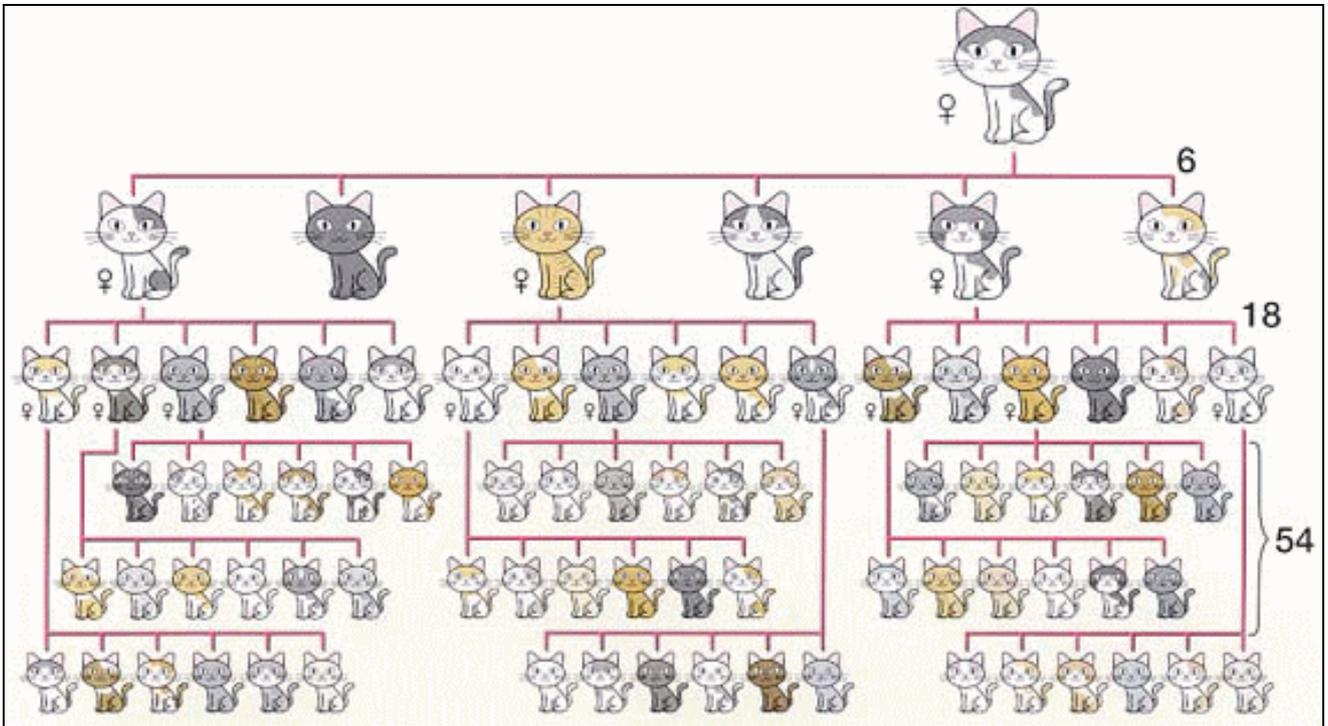
超音波で猫を寄せ付けない機器があり、ホームセンター等で5千円～1万円程で販売されています。購入前に試したい方は、市で2週間の無料貸し出しをしています。

4 猫トイレを置く

柔らかい砂や土を入れたプランターなどを雨のかかりにくい場所などに置き、そこに排泄を集中させるという方法もあります。庭のあちこちを掘り返されて糞尿をされる状況が改善されます

◆知っていますか？

猫がこんなに増えること（図と解説）



猫が1回に6匹の子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産む・・・と
考えていくと図のように、猫は1年で79匹に増えてしまいます。